

資料 1 - 1 大阪府温暖化の防止等に関する条例

平成十七年十月二十八日
大阪府条例第百号

目次

- 第一章 総則(第一条 第六条)
- 第二章 事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制(第七条 第十二条)
- 第三章 建築物の環境配慮(第十三条 第十八条)
- 第四章 温暖化の防止に関する啓発等(第十九条 第二十二条)
- 第五章 雑則(第二十三条 第二十六条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、大阪府環境基本条例(平成六年大阪府条例第五号)の理念にのっとり、地球温暖化及びヒートアイランド現象(以下「温暖化」という。)の防止等に関し、府、事業者、建築主及び府民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに建築物の環境配慮について必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号。以下「地球温暖化対策法」という。)第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。
- 二 ヒートアイランド現象 エネルギーの消費に伴う人工排熱の増加、地表面を被覆するものの変化等により、地域的に地表及び大気温度が追加的に上昇する現象をいう。
- 三 温室効果ガス 地球温暖化対策法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。
- 四 温室効果ガスの排出 地球温暖化対策法第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出をいう。
- 五 人工排熱 人の活動に伴って発生する熱を大気中に排出し、放出し、又は漏出させることをいう。
- 六 エネルギー エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定するエネルギーをいう。
- 七 建築物 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。
- 八 建築主 建築基準法第二条第十六号に規定する建築主をいう。
- 九 建築物の環境配慮 建築物の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)時における環境への負荷を低減することその他の建築物に関する環境への配慮をいう。

(府の責務)

第三条 府は、温暖化の防止等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

- 2 府は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする。
- 3 府は、自らの事務及び事業について、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制のために必要な措置を講ずるとともに、府が設置し、又は管理する建築物について、環境への配慮のために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 府は、事業者、建築主及び府民による温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに建築物の環境配慮に関する取組の促進を図るため、第一項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動を行うに際しては、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに建築物の環境配慮のため、エネルギーの使用の抑制に資する行動、環境に配慮した資材、機器等の利用その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、府が実施する温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制に関する調査に協力する責務を有する。
- 3 前二項に定めるもののほか、事業者は、府が実施する温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制に関する施策に協力する責務を有する。

(建築主の責務)

第五条 建築主は、建築物の環境配慮に関する情報の提供、建設工事時における環境への負荷の低減の取組その他の建築物の環境配慮のために適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 建築主は、府が実施する建築物の環境配慮に関する調査に協力する責務を有する。
- 3 前二項に定めるもののほか、建築主は、府が実施する建築物の環境配慮に関する施策に協力する責務を有する。

(府民の責務)

第六条 府民は、日常生活において、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに建築物の環境配慮のため、エネルギーの使用の抑制に資する行動、環境に配慮した機器等の購入その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、府民は、府が行う温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに建築物の環境配慮に関する施策に協力する責務を有する。

第二章 事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制

(温暖化対策指針の策定)

第七条 知事は、事業者がその事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制を行うために必要な事項についての指針(以下「温暖化対策指針」という。)を定めるものとする。

- 2 温暖化対策指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。
- 3 知事は、温暖化対策指針を定め、又は改定したときは、これを公表するものとする。

(事業者の温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制義務)

第八条 事業者は、温暖化対策指針に基づき、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の措置を講ずるに当たっては、環境マネジメントシステム(事業者自らが環境の保全に関する計画を策定し、これを達成するための取組を実施し、その実施状況を点検し、及び評価し、並びに当該計画を見直すことにより、継続的に環境への負荷の低減を図る仕組みをいう。)その他の環境の保全に資する制度を導入することにより、行うよう努めなければならない。

(対策計画書の作成等)

第九条 エネルギーの使用量が相当程度多い者として規則で定める者(以下「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した対策計画書を作成し、規則で定める期間ごとに、知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業所(規則で定めるものに限る。)の名称及び所在地
- 三 事業の概要
- 四 事業活動に係る温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制のための対策
- 五 事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する目標
- 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 知事は、前項の規定による対策計画書の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。
- 3 特定事業者は、第一項の規定により届け出た対策計画書に従い、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制のための対策を講ずるものとする。

(対策計画書の変更の届出)

第十条 前条第一項の規定による届出をした者は、同項第一号に掲げる事項のうち、氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 前条第一項の規定による届出をした者は、同項第三号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した変更対策計画書を作成し、規則で定める時期までに、

知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更については、この限りでない。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(実績報告書の届出)

第十一条 特定事業者は、規則で定めるところにより、対策計画書又は変更対策計画書に基づいて行った温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制に係る対策の結果を記載した実績報告書を作成し、規則で定める年度ごとに、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による実績報告書の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

(指導及び助言)

第十二条 知事は、特定事業者が温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制を図るために必要があると認めるときは、当該特定事業者に対して、対策計画書若しくは変更対策計画書又は実績報告書の内容について、指導又は助言を行うことができる。

第三章 建築物の環境配慮

(建築物環境配慮指針の策定)

第十三条 知事は、次に掲げる事項について、建築主が建築物の環境配慮を適切に実施するための指針(以下「建築物環境配慮指針」という。)を定めるものとする。

- 一 エネルギーの使用の抑制に関する事項
- 二 資源及び資材の適正な利用に関する事項
- 三 敷地外の環境への負荷の低減に関する事項
- 四 室内環境の向上に関する事項
- 五 建築物の長期間の使用の促進に関する事項
- 六 周辺地域の環境の保全に関する事項
- 七 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める事項

2 建築物環境配慮指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 知事は、建築物環境配慮指針を定め、又は改定したときは、これを公表するものとする。

(建築主の環境配慮義務)

第十四条 建築物の新築等をしようとする者は、建築物環境配慮指針に基づき、建築物の環境配慮のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(建築物環境計画書の作成等)

第十五条 規則で定める規模を超える建築物(以下「特定建築物」という。)の新築等をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した建築物の環境配慮のための措置に係る計画書(以下「建築物環境計画書」という。)を作成し、当該特定建築物の新築等の工事に着手する前の時期で規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特定建築物の名称及び所在地
- 三 特定建築物の概要
- 四 建築物の環境配慮のために講じようとする措置
- 五 前号に規定する措置の評価結果
- 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による建築物環境計画書の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

3 特定建築主は、第一項の規定により届け出た建築物環境計画書に従い、建築物の環境配慮のための措置を講ずるものとする。

(建築物環境計画書の変更の届出)

第十六条 前条第一項の規定による届出をした者は、同項の工事が完了するまでに当該届出に係る同項第一号から第五号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更については、この

限りでない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(工事完了の届出)

第十七条 特定建築主は、第十五条第一項の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

(指導及び助言)

第十八条 知事は、特定建築主が建築物の環境配慮を図るために必要があると認めるときは、当該特定建築主に対し、建築物環境計画書の内容について、指導又は助言を行うことができる。

第四章 温暖化の防止に関する啓発等

(教育及び学習の振興等)

第十九条 府は、市町村と連携して、温暖化の防止に関し、事業者、建築主及び府民の理解を深めるため、教育及び学習の振興並びに啓発活動及び広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第二十条 府は、温室効果ガスの排出の抑制に資する技術の評価その他の温暖化の防止に関する調査研究を行うものとする。

(家庭用電気機器等販売事業者の努力義務)

第二十一条 家庭用電気機器等で規則で定めるものを販売する事業者は、当該家庭用電気機器等を購入しようとする者に対し、当該家庭用電気機器等の温室効果ガスの排出の抑制に係る性能について、情報を提供しよう努めなければならない。

(顕彰の実施)

第二十二条 知事は、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制又は建築物の環境配慮に関し、特に優れた取組をした者に対し、顕彰を行うものとする。

第五章 雑則

(報告の徴収)

第二十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第九条第一項の規定による届出をした特定事業者又は第十五条第一項の規定による届出をした特定建築主に対し、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制に係る措置又は建築物の環境配慮に係る措置の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第二十四条 知事は、第九条第一項、第十条第二項若しくは第十一条第一項又は第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第十七条第一項の規定による届出をすべき者が、正当な理由なく当該届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(勧告に従わない者の公表)

第二十五条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。

(規則への委任)

第二十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。